

各高齢者施設・事業所管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

## 高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症検査体制の充実について

日頃は、高齢者福祉行政に御協力を賜り、また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制については、別添令和2年8月7日付け厚生労働省事務連絡「高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」で周知したとおりですが、本県の対応は下記のとおりですので、お知らせします。

### 記

#### 1 新規入所者について

入所時に、地域における発生状況や入所前の生活状況等を勘案して、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず検査をすることができます。  
かかりつけ医又は施設の協力医療機関に御相談ください。

#### 2 その他入所者及び施設従事者について

感染が疑われる方については、高齢者施設の協力医療機関等が、費用負担なく検査をすることができます。

ただし、その医療機関は、県と検査に係る委託契約を事前に締結することが必要です。協力医療機関等が検体採取、検査を希望される場合は、郡市医師会を通じて、県医師会へ連絡をするようにお伝えください。

(注) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合、まずは、保健所の指示により、検査を行うこととなります。  
上記の事項は、保健所の指示に寄らない場合の取扱いに関するものです。

(問い合わせ先)  
香川県健康福祉部  
長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
TEL087-832-3266